

損害賠償の額を定めることについて

大磯町は、次のとおり損害を賠償する。

- 1 損害賠償額 1, 7 8 8, 9 9 3 円
- 2 賠償の相手方 住 所 中郡大磯町東小磯 618 番地
氏 名 中 野 克 子
- 3 事故の概要 大磯町東小磯 618 番地 5 先で平成 23 年 9 月 21 日に発生した台風 15 号の強風によりイチョウの木が折れ、駐車中の上記相手方の自家用乗用車を破損した。

平成 23 年 11 月 30 日提出

大磯町長 中 崎 久 雄